

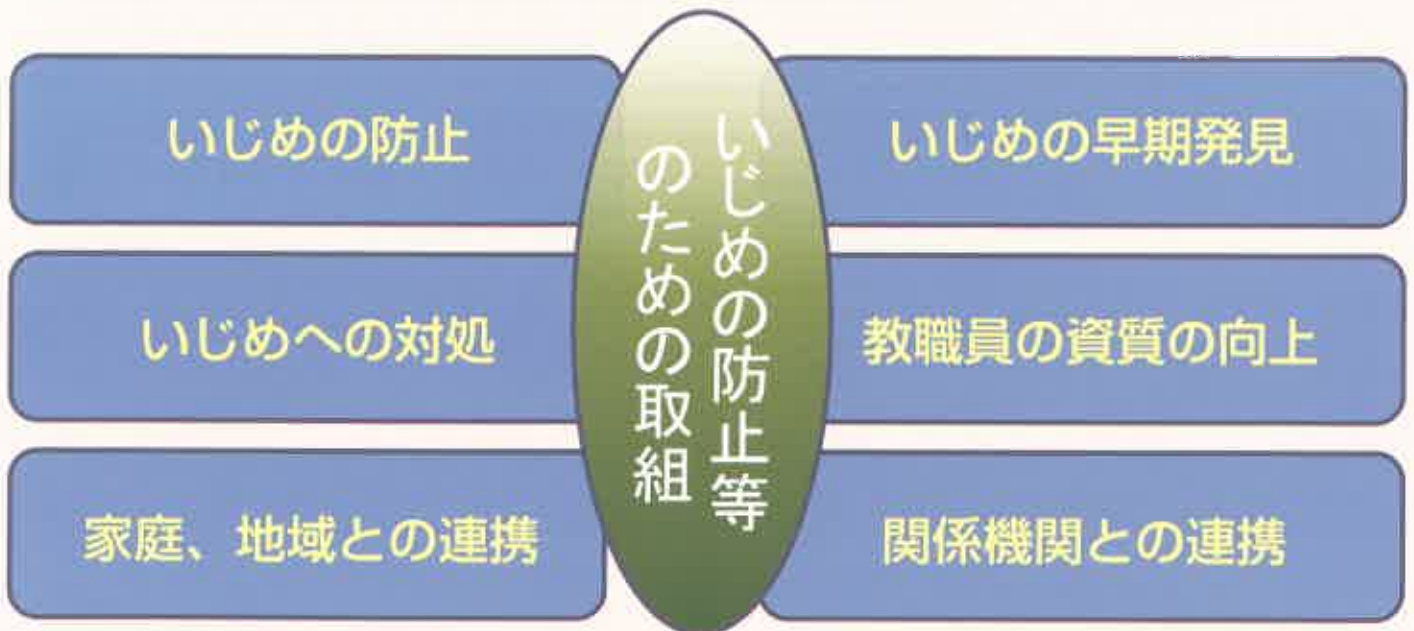
# いじめの防止と解消のために

—いじめをしない させない 見逃さない—

いじめは人権に関わる重要な問題であり、絶対に起きてはならないことであるという認識に立ち、全教育活動を通したいじめの未然防止や定期的・継続的な教育相談等によるいじめの早期発見、早期解消が求められています。

## いじめとは

当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う  
心理的又は物理的な影響を与える行為であって  
(インターネットを通じて行われるものを含む)  
当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの



## —学校が取り組むこと—

- 人権が尊重され、安心して豊かに生活できる学校づくりを行います。
- 児童生徒の発達段階に応じたいじめ防止の取組を行います。
- 保護者・地域住民・関係機関等と連携して、様々な場面で見守りを行います。
- いじめられている子どもを守り抜きます。
- いじめの把握に努め、いじめの防止やいじめへの対処に組織的に取り組みます。
- 個別の面談などを通して、子ども一人一人に寄り添った関わりを行います。

## いじめ未然防止のために

いじめはどの児童生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む必要があります。

### 居場所づくりでいじめを減らす

未然防止の基本は、児童生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育て、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるように授業づくりや集団づくりを行うことが大切です。



### 絆づくりでいじめを減らす

集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとられることなく、お互いを認め合える人間関係・学校風土をつくることも大切です。



### いじめを生まないために

いじめを許さない子どもを育てることが何よりも大事です。



#### 基盤となる 教師の行動

- 子どもの自尊感情を育てる
- いじめに対する認識を深める
- 望ましい人間関係をつくる
- 教師の人権感覚を磨く



いじめの未然防止は、学校教育の、あらゆる場面を捉えて取り組むことが大事です

#### 学級経営

- 子どもが安心して生活できる、心の居場所となる学級づくりを進めます。
- 子ども一人一人の良さが発揮され、互いを認め合う望ましい人間関係を育てます。
- 「いじめを許さない」という決意の下、子どもとの信頼関係を築きます。

#### 各教科

- 充実感や達成感を味わうことができる「分かる授業」「楽しい授業」づくりを進めます。
- 自分と違った見方や考え方を認め、互いに支え合い、学び合える場をつくります。

#### 道徳

- 命の教育や人権教育を推進し、生命を大切にす心や人権を尊重する態度を育てます。
- 互いのよさや違いを認め、他を思いやる心を育てます。

#### 特別活動

- 学級ごとにいじめについて考える時間を設けます。
- ◎教材の例 ◎いじめとは何か ◎いじめは絶対にゆるされない行為 ◎トラブルを自分たちで解決する方法
- 達成感や感動を味わい、人間関係の深化を図ることができる行事を企画し実施します。
- 子どもの自主性を重んじ、いじめを自分たちの問題として捉え、いじめを生まない学校とするための活動を促進します。

#### 全校体制

- 日頃から、教職員間で情報を共有し、全職員が一致協力して指導に当たります。
- 教師の指導力や学校の対応力向上のために、校内でいじめに関する研修を計画的に実施します。

- ◎研修内容の例 ◎教師の人権感覚 ◎いじめの背景 ◎子ども同士のトラブルをいじめに発展させない教師の役割

いじめはどの学校にも  
どの子どもにも起こりうる

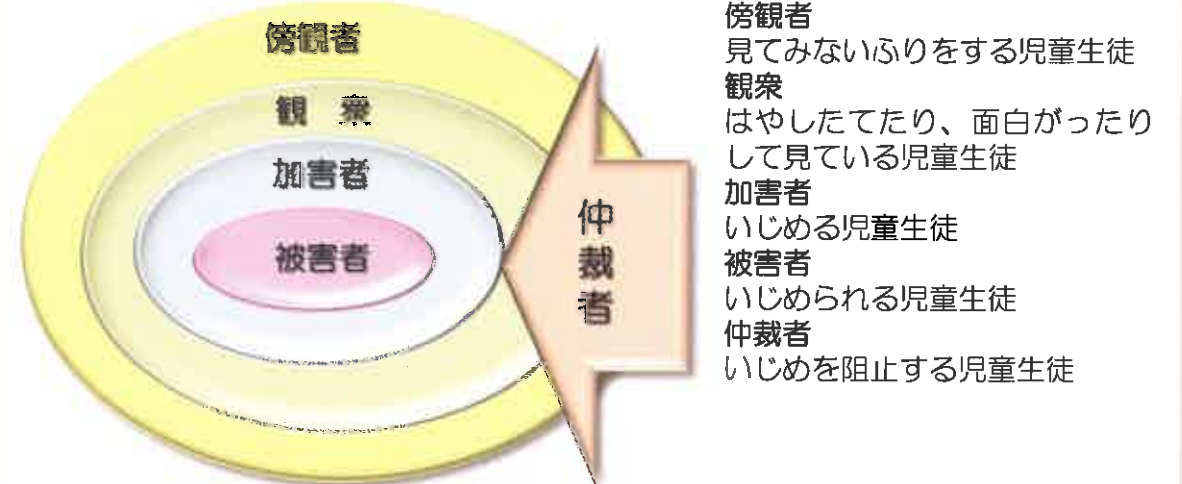
## いじめの本質

いじめはいじめる側（加害者）といじめられる側（被害者）という二者関係だけでは成立しません。下図に示したとおり、周りにはやしたてたり面白がったりする存在（観衆）と、周辺で黙って見守っている存在（傍観者）を含めた四層構造の中で発生するものです。

また、子どもたちの間にはさまざまな人間関係がありますので、この構造の中で、いじめが同時に多発的に起こる場合もあります。

いじめには集団の構造や子どもの関係性に注目して対処していくことが大切です。

いじめの構造（いじめの4層構造）（森田洋司氏による）



### いじめの認知

特定の教職員のみによることなく、第22条の「いじめ防止の校内組織」を活用して行う。

### 「いじめ防止対策推進法」第22条 （いじめ防止の校内組織）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

### いじめの判断

- 表面的・形式的に行わない。
- いじめられた生徒の立場に立つ。
- 「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める。
- いじめられていても、本人がそれを否定する可能性があることを踏まえ、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。



# 問題を子どもと共に解決

## こんなサインが出ています

最近、一人でいることが多く元気がない。

アンケートの「いやなことをされる」の欄にチェックがあった。

一緒に遊んでいることが少ない。

机と机の間が、いつも微妙に離れている。

「元気を出しなさい」と指導した。

聞いたら「大丈夫」と答えたので様子を見ることにした。

心配なので学年主任や生徒指導主任に相談した。

詳しく状況を聞き取り一緒に解決しようとした。

どうこんなときどうしますか

・私たちは、子どもたちが出している「サイン」にどれだけ気づき、どのように対応しようとしているのでしょうか。「たいしたことないだろう」と、サインを見逃していませんか。

初期段階での不十分な対応が、後の大きな問題につながり、解決まで多くの時間と被害の児童生徒の心を深く傷つけてしまいます。

## いじめの早期発見も信頼関係が基盤

子どもは、教師との信頼関係がなければ、いじめについての悩みを打ち明けることはできません。

また、信頼関係があっても、子どもは常に不安を抱いているため、なかなか言い出せない場合があります。

まずは、子どもの話を、ていねいに聞き取り、その後の対応についても、子どもの意向を汲みながら一緒に考え、「最後まで絶対に守る」という姿勢を示し、安心感をもたせることが大切です。

## 複数でいじめを早期発見

アンケート調査は複数の目で点検することが重要

情報収集共有  
誰が行うか  
何を  
いつ行うか

学年主任  
生徒指導  
担当  
教頭  
校長

<b>担任</b> 普段の様子	<input type="checkbox"/> 教室では誰と過ごしているか <input type="checkbox"/> 日記や生活ノートで気づくことはないか <input type="checkbox"/> 家庭のことで気になることを言っていないか <input type="checkbox"/> 落ち込んだり、急に明るくなったりしていないか
<b>教科担当</b> 授業の様子	<input type="checkbox"/> 発言に対して、冷やかしかからかい、はやしたてていないか <input type="checkbox"/> グループづくりで孤立したり、表情が暗くなったりしていないか
<b>養護教諭</b> 保健室での様子	<input type="checkbox"/> 来室が急に増えたり、減ったりしていないか <input type="checkbox"/> 特定の時間や曜日に来室が多くなっていないか
<b>委員会等担当</b> 活動等での様子	<input type="checkbox"/> いつも大変な仕事を担当していないか <input type="checkbox"/> 分担を決める際に不自然なことはないか
<b>部活動顧問</b> 部活動での様子	<input type="checkbox"/> ペアを作るとき自然にできているか <input type="checkbox"/> 失敗を責められていないか
<b>地域からの情報</b>	日頃から学校の情報を発信し、地域からも情報をもらえる関係を作っておくことが大切です。例えば、こんな情報があると役立ちます。 ①登下校で一人の子どもがたくさんの子のカバンを持っている。 ②いつも一人で遊んでいる子どもがいる。

## 信頼関係

- 子どもをよく見る
- 子どもの話を聴く
- 子どもに寄り添う
- 子どもと関わる
- 子どもを褒める
- いじめにつながる言動を見逃さない

## 児童生徒理解

保護者・地域への情報提供と説明責任

# いじめ解決への迅速な対応と留意点

課題解決に向けた手順と方法を決定し、共通理解する

多方面からの情報収集・整理による全体像の把握

課題解決のための支援と指導

新たな情報  
外部機関との連携

関係する保護者へ事実と指導方針の具体策を知らせ、再発防止への協力を得る

経過を観察し、必要に応じて再度対応する

保護者・地域に対して、子どもの日常の様子を注意深く見守り、疑いがあるときには早期に学校に連絡するよう啓発する

## いじめられた子ども

- 信頼できる教員が対応
- 最後まで守るという姿勢
- 心のケアに努める
- 保護者に対して、今後の方針をていねいに説明する

安心安全な生活

## いじめた子ども

- 安易な謝罪で済ませない
- 相手の心の痛みを理解させる
- 今後の生活の仕方を考えさせ、自己決定させる
- 本人の不安定要因への対処をする
- 家庭環境への支援を継続する（必要に応じて関係機関と連携する）

課題の解決

## 周囲の子ども

- いじめの傍観者を作らない
- 一歩踏み出す勇気をもつ大切さを指導する
- 傍観者を勇気ある仲裁者に育てる

共に問題を解決

外部機関  
警察・児童相談所  
教育委員会等



# いじめは個ではなく組織で対応

平成25年6月28日に「いじめ防止対策推進法」が公布され、その3か月後に施行されました。この法律により、いじめの防止が学校の責務をして明確化され、学校の基本方針をもとに、組織的にいじめに対応する法的責務を負うことになりました。

## いじめ行為やいじめの疑われる情報をキャッチしたら

### ① 疑いも含め、まずは報告・情報共有

いじめを発見したり、訴えを聞いたりしたら、躊躇せず、直ちに学年主任、生徒指導主任および管理職に報告する。

国の「いじめ防止等のための基本的な方針」から（以下いじめ基本方針）  
発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。いじめられた児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた児童生徒を指導する。

### ② いじめ防止の校内組織による会議を開き、対策の検討・指導方針を決定

校長の指揮のもとに、速やかにいじめ防止の校内組織による会議を開き、いつ、誰が、どのように事実確認するか役割分担などの打ち合わせを直ちに行う。

### ③ いじめ防止の校内組織が事実確認・情報集約・具体的な指導内容を決定

いじめ防止の校内組織として事実確認・情報集約を行い、具体的な指導内容を決定するとともに、再発防止の措置や、関係児童生徒への指導・支援内容について決定する。

国の「いじめ基本方針」から  
当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって学校の設置者に報告するとともに被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。

・学級担任の抱え込みを防ぎ、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとることが求められています。

## 関係機関等

相談機関名	電話番号	相談時間等
市教育総合センターいじめ相談	226-1345	月～金 9:30～20:00 (電話) 9:30～17:00 (面談)
鹿児島市教育相談室～心のダイヤル～	224-1179	土 9:00～12:00 (電話、面談)
県中央児童相談所	264-3003	月～金 8:30～17:00 (電話、面談)
かごしま教育ホットライン24	0120-783-574	24時間電話相談
鹿児島中央警察署	222-0110	〈その他〉
鹿児島西警察署	285-0110	県総合教育センター(教育相談課) 294-2200 (9:00～19:00)
鹿児島南警察署	269-0110	鹿児島市子ども福祉課 216-1262 (9:30～17:00)
		谷山福祉部福祉課 269-8473 (9:15～16:00)